

令和8年6月定例会 意見書一覧表

件名	提出者	賛成者
<p>〔発議第1号〕 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書提出について</p> <p>(令和8年6月19日 採択)</p>	高橋善貞	阿部沙希 栗栖陽介 阿部隆弘 松野美哉子 宗形一輝
<p>〔発議第2号〕 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について</p> <p>(令和8年6月19日 採択)</p>	阿部隆弘	武田開人 長渕豊 平山光生 松野美哉子 江口智子 佐野弥奈美
<p>〔発議第3号〕 令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出について</p> <p>(令和8年6月19日 採択)</p>	阿部隆弘	武田開人 長渕豊 平山光生 松野美哉子 江口智子 佐野弥奈美

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策 の充実・強化を求める意見書

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、北海道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであり、森林面積33,036haを有し、総面積の48%が森林の本町においても、中標津町森林整備計画に基づき、J-クレジット制度をはじめ同様の取り組みを進めている。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月19日

北海道中標津町議会議長 後藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
文部科学大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣
環境大臣 復興大臣

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方自治体は、少子高齢化に伴う社会保障制度の整備や子育て施策、地域活性化対策に加え、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割を担っている。

とりわけ中標津町をはじめとする広域分散型の地域は、住民の通院・通学・買い物等の日常生活を支える地域公共交通の維持確保、地域医療・介護提供体制の維持、人手不足が深刻な中での行政サービスの継続、さらには災害・大雪・停電等への備えが喫緊の課題となっている。

しかしながら、近年の物価高騰、資材価格及び労務費の上昇は、自治体の行政コストを著しく押し上げ、地域公共交通、福祉、子育て、防災、インフラ維持など住民生活に直結する分野に大きな影響を及ぼしている。

また、地方では慢性的な人材不足が続き、必要な人員を確保し地域公共サービスの質を維持するためには、現行水準の地方財政では十分とはいえない。

よって、2027年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、地方の実情、とりわけ広域分散型地域の行政需要を的確に反映し、国及び北海道の責任で必要な財源措置を講ずるよう、以下の事項を強く求める。

記

- 1 増大する行政需要を的確に把握し、物価高騰や資材・労務費の上昇により地域公共サービスの水準に格差が生じることのないよう、現行水準にとどまらない積極的な地方財源の確保を図ること。

また、地方交付税の法定率の引上げにより、臨時財政対策債に依存しない持続可能で自律的な地方財政制度を確立するとともに、税源偏在の是正に向け、地方法人課税のあり方や所得税・消費税等の偏在性の小さい税源の地方移譲を含め、地方税財政制度の構造的な見直しを検討すること。

- 2 地方が責任をもって地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを提供できるよう、地方財政計画には、人件費増、物価高騰への対応に加え、地域公共交通の維持、医療・介護・福祉人材の確保、子育て支援、防災・減災、インフラ老朽化対策等に係る財政需要を適切に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。

- 3 地方交付税は、引き続き、財源保証機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

臨時財政対策債は、新規発行額ゼロを継続するとともに、既往債の元利償還に係る財源を確実に措置し、地方が将来にわたり過大な負担にならな

いよう制度の改善を図ること。

- 4 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う移行経費、運用経費の増加、職員研修及び保守対応等は、地域の実情に応じて、国の責任で全額財政措置を講ずること。

特に、小規模・中規模自治体に過度な人的・財政的負担が生じないよう必要な支援を行うこと。

- 5 地域公共交通の維持・確保は、住民の通院、通学、通勤、買い物など、日常生活を支える基盤であることから、路線バス、予約制交通、乗合交通等を含む地域公共交通の再構築に向け、運転手等の人材確保支援、専任担当者配置への支援、車両更新及び運行経費への財政措置を強化するとともに、その必要経費を普通交付税の個別算定項目に適切に位置付けること。

あわせて、広域分散型地域の実情を踏まえ、国及び北海道が連携して持続可能な地域交通ネットワークの維持確保に責任を果たすこと。

- 6 国が全国一律で実施する子ども・子育て政策の強化に伴い、地方に新たに生ずる経費は、その全額を国の責任で確実に財源措置すること。

あわせて、地域の実情に応じた保育人材確保、子どもの居場所づくり、子育て世帯の負担軽減に必要な支援を継続的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月19日

北海道中標津町議会議長 後藤 一 男

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
厚生労働大臣 国土交通大臣 デジタル大臣 内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策） 北海道知事

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

日本国憲法第25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていることから、北海道最低賃金の引上げは、人間らしく暮らすための下限額として重要な役割を果たしている。

北海道で働く者の暮らしは、昨今の物価上昇により一層厳しさを増している。特に北海道の地方では、食料品や燃料費の高騰に加え、冬期間の暖房費や自動車移動に係る負担も大きく、最低賃金水準で働く者や子育て世帯、若年層の生活は厳しい状況に置かれている。

2025年の最低賃金の引上げは65円で、令和3年経済センサス及び令和7年6月賃金に係る最低賃金基礎調査結果による推計では、道内の全労働者216万5千人のうち、約4人に1人(57万人以上)が依然として最低賃金近傍の水準で働いているとの推計があり、物価高騰の影響を強く受けている。

また、労働基準法第2条では、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」と定められているが、最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定に十分関与することが難しい状況にある。

政府は2029年までに全国平均1,500円を目指し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)で示されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づき、労働者の生活向上と地域経済の持続的発展の両立を図る観点から審議を進めることが重要である。

一方で、本町の地域経済を支える中小・小規模事業者は、原材料費やエネルギー価格の高騰などが事業経営を圧迫し、価格転嫁が難しい、人手不足で営業・生産に支障があるといった声も寄せられている。

特に、十分な価格転嫁が進まないまま賃金引上げのみが求められれば、雇用の維持や事業継続に影響を及ぼすおそれがあるため、最低賃金の引上げを持続的な賃上げにつなげるためには、国による十分な支援策が不可欠である。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その水準で働く多くの方々の生活はさらに厳しいものとなり、個人消費にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を及ぼしかねない。

北海道で暮らす誰もが将来に希望を持ち、安心して働き続けられるよう、令和8年度の最低賃金改正には、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 物価上昇や地域の生活実態を踏まえ、北海道で働く人々が安心して生活

できる水準への最低賃金引上げを図ること。

- 2 最低賃金引上げに伴う中小・小規模事業者への負担軽減を図るため、価格転嫁対策、生産性向上支援、設備投資支援等の施策を一層拡充すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、持続的な賃上げ環境の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月19日

北海道中標津町議会議長 後藤 一 男

【提出先】 北海道労働局長 北海道地方最低賃金審議会会長